

第4章 分野別施策の推進

1 女性

【現状と課題】

人々の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する偏見や差別、男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものが見受けられます。

セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、売買春、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されています。

さらに、夫・パートナーからの暴力（DV*）やストーカー行為*など、女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアによる性・暴力表現などの女性の人権を侵害する情報が増加しています。

男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会*を実現するために、今後さらに、積極的に関係機関、企業等との連携を図りながら、教育・啓発、相談、支援等の施策を総合的に推進します。

さらに、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*が尊重されることを旨として、男女共同参画を推進します。

【施策の展開方向】

男女の人権を尊重する意識を深く根づかせるため、啓発活動を効果的に展開します。

女性に対するあらゆる暴力は、女性の人権に直接関わる深刻な問題であり、社会的・構造的な問題として捉えて対応していきます。

あらゆる暴力の発生を防ぎ又は被害者への支援のため、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

固定的な役割分担意識にとらわれず、多様な生き方の中から自らの生き方を主体的に選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、育児・介護等の環境整備や子育て支援などを推進します。

メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、自主的取組を働きかけていきます。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重について、広く啓発します。

① 啓発活動の推進

男女共同参画社会の早期実現のための啓発活動を、県民、NPO、企業、マスメディア、教育関係機関等との連携を図りながら、全県的な広がりを持った取組として積極的に展開します。

緊急な課題である夫・パートナーからの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる女性に対する暴力の防止に向けた啓発活動は、関係機関、団体等との連携を図りつつ組織的に展開します。

また、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、自主的取組を働きかけます。

② あらゆる暴力から女性を守るための相談、支援体制の充実

夫・パートナーからの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等のあらゆる暴力から女性を守るために、暴力の形態に応じた迅速で適切な対応が図れるよう、警察、福祉事務所、婦人相談所、児童相談所、市町村、医療機関、NPO、弁護士等の幅広い関係者による相互の連携を図り、相談、保護、自立支援への取組を強化するとともに、公立シェルター*の充実を図ります。

女性の保護、自立支援を行っている民間シェルターの運営に対しては、経済的な支援を含め様々な支援のあり方を検討します。

セクシュアル・ハラスメントの防止は、雇用の場以外の、例えば学校、医療・社会福祉施設、地域社会などでも、その防止のための取組が進められるよう支援します。

③ 多様な生き方を選択できる条件整備

雇用主に対して啓発活動を積極的に行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業を実施し、男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。

さらに、子育て・介護の社会的支援を図るとともに、特に、ひとり親家庭に対する自立のための支援を推進します。

2 子ども

【現状と課題】

「児童の権利に関する条約*」は、子どもを権利の主体として位置付け、子どもの尊厳や生存、保護、発達などの権利を保障しています。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展など子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑、多様化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。

【施策の展開方向】

子どもを基本的人権が保障された存在、権利を行使する主体であると認識し、しつけの対象とみるだけでなく、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進します。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春、児童ポルノなどの深刻な権利侵害に対しては、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携し、子どもの人権が尊重され、保護されるような環境をつくります。

① 子どもの人権を尊重する啓発活動及び教育の推進

子どもの権利擁護を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、子どもの権利を守るための啓発活動を推進します。

また、幼児期から子どもの発達段階に応じ、自分や他人の人権を大切にする心を育てます。特に、幼児期は、人格形成の重要な時期であり、保育所、幼稚園、小学校が一層の連携を図り、人権尊重の精神の芽を育てます。

② 児童虐待防止の取組の推進

児童虐待の未然防止と早期発見を図るため、県民に対しあらゆる機会を通じて、虐待防止に関する幅広い普及・啓発活動を推進します。

また、児童相談所を始めとする相談、支援体制の充実を図るとともに子どもや家庭との関わりが深い市町村、幼稚園、保育所、学校、医療機関などの関係機関や民間団体との連携強化を図ります。

③ いじめなどの問題に関する取組の推進

いじめなどの問題は、子どもの人権にかかわる問題であるとの認識に立ち、その防止や解決に向けての取組を一層推進します。

このため、研修を通じて教員の認識を深め、指導力の向上を図るとともに、児童生徒や保護者などへの相談体制を充実し、関係機関との連携強化を図ります。

④ 性に関する問題の解決に向けた指導の充実

性情報の氾濫、性に関する問題行動、性的被害の増加などの性に関する様々な問題の解決を図ります。

そこで、学校等における性に関する指導の充実を図り、性に関する問題を自ら考え、主体的に判断し、望ましい行動がとれるようにしていきます。

⑤ 児童買春、児童ポルノの防止に向けた取組の推進

児童買春、児童ポルノといった子どもの性的搾取の防止等に積極的に取り組みます。

⑥ 子育て支援の充実

子育てを社会全体で支援する取組の充実を図ります。

⑦ 子どもの保護と自立支援の充実

虐待などの権利侵害を受けている子どもや家庭での養育が困難な子どもに対する相談機能や保護施設の充実を図ります。

保護に当たっては「子どもの権利ノート*」の配布など子どもの人権への配慮、処遇の充実を図ります。

⑧ 子どもの権利救済機関*の充実

児童虐待やいじめなど深刻化する子どもに対する権利侵害事案に対応するため、「子どもの権利救済機関」の充実を図ります。

3 高齢者

【現状と課題】

我が国の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の5人に1人が65才以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されています。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取などの犯罪や権利侵害が増加しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と見るような誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。

高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心してらせる社会の構築が課題となっています。

【施策の展開方向】

高齢者が自らの意思に基づき、知識や経験を活かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たしていける環境づくりを推進します。

介護サービスの選択・利用や自主活動の展開、就業などあらゆる生活の場面において、高齢者の主体性が尊重されるよう支援します。

高齢者の生活のすべての場面において権利の擁護が図られるよう支援します。

特に、判断能力が不十分な認知症*高齢者の権利の擁護についての方策を推進します。

① 啓発活動・福祉教育の推進

子どもから高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」施策を進めるなど、福祉教育の推進に努めます。また、広く県民に高齢者の福祉について関心と理解が深まるよう、啓発に努めます。

特に、認知症高齢者についての正しい理解の普及を図ります。

② 介護サービスの充実

高齢者や家族に対して総合的な相談支援を行う地域包括支援センター*などを活用し、総合的な相談体制の充実に努めます。

介護保険サービス等に関する苦情に対応するため、相談及び解決のための体制を充実します。

③ 単身高齢者等への支援の推進

単身高齢者や高齢者夫婦世帯の状況を把握するとともに、地域での見守り活動や事故等の防止を推進します。

④ 認知症高齢者に対する権利擁護の推進及びケアの充実

認知症高齢者などの権利擁護に関する専門的な相談・援助体制を充実します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度*の利用を促進します。

また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できるように、「通い」を中心に、必要に応じて「泊り」や「訪問」を組み合わせる小規模多機能型居宅介護サービス*や認知症高齢者グループホーム*の整備を支援します。

⑤ 福祉のまちづくりの推進

高齢者が自らの意思で移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともに、ユニバーサルデザイン*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのエレベータ設置やノンステップバス*の導入を促進します。

⑥ 高齢者の主体的な活動を支援するための方策の推進

多様な学習機会の提供、NPO・ボランティア活動等に関する情報提供を行うことにより、高齢者の社会参加を支援します。

さらに、健康で意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができるよう就業機会の確保など雇用対策を推進します。

市町村やNPO等が行う高齢者の自立支援などの取組を支援します。

4 障害のある人

【現状と課題】

障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁があります。

また、家庭内あるいは施設や医療機関内での身体拘束や虐待などが指摘されるなど、地域で孤立していたり意思表示の困難な人々の基本的人権の擁護にも配慮する必要があります。

【施策の展開方向】

様々な障壁を取り除き、障害のある人もない人と同様に基本的人権を享有する個人として尊重されるよう、人権擁護施策を一層推進します。

県民一人ひとりが障害に対する適切な理解を進め、地域で共に生き、生活する上で、障害のある人に対する偏見や差別意識などを解消していきます。

障害があっても自立し、社会のすべての分野に完全参加できるよう、共に学び働く場の確保、情報提供の充実、まちづくり等地域生活を支援する施策を推進します。

特に、人権の課題として、障害のある人の中には、実際に生活する上で自己選択や自己決定の意思表示が困難な場合があります。権利を行使するための支援、権利擁護の一層の強化を図ります。

① 啓発活動の推進

障害に対する適切な理解を深め、障害のある人の人権が無視、軽視されがちな現状の認識を深めるため、普及・啓発を推進します。

特に、発達障害*や高次脳機能障害*を含む精神障害や内部障害*等に関する正しい知識について、普及・啓発を推進します。

② 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりが、持てる力を発揮できるよう教員の専門性や指導力の向上を図ります。

学校教育における障害理解教育や交流及び共同学習*を充実します。

③ 権利擁護の推進

障害のある人が日常の様々な場面で不当・不利な扱いを受けることがなく、権利の行使が行えるよう、専門的な相談・援助体制を充実し、関係機関と密接に連携・協力します。特に、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用を促進します。

④ 施設利用者の人権擁護の推進

施設利用者が権利として、適切なサービスを受けられるように支援します。

利用者が施設の利用に際して、適切な情報が得られるシステム、利用者がサービスに対して、苦情を申し出て解決を図る制度やサービス提供に関する評価制度等を構築します。

⑤ 地域での生活支援の充実

一層の相談体制やホームヘルパー等在宅サービスの整備充実を図ります。

⑥ 総合的な雇用対策の促進

障害の種別や程度に応じたきめ細やかな雇用対策を展開します。

⑦ 福祉のまちづくりの推進

障害のある人が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるように、建物、道路、交通機関等のバリアーをなくすとともに、ユニバーサルデザイン*の考え方も取り入れて、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進します。

鉄道やバスを利用しやすくするため、鉄道駅へのエレベータ設置やノンステップバス*の導入を促進します。

⑧ 情報のバリアフリー化の推進

障害のある人の円滑なコミュニケーションを図るため、パソコン操作の技術講習会や利用相談の実施、意思疎通を仲介する手話通訳者等の養成及び派遣など、障害の種別や程度に対応したきめ細かな情報のバリアフリー化を推進します。

⑨ NPO、ボランティア等との連携

NPO、ボランティア等が行う障害者支援などの取組を支援します。

5 同和問題

【現状と課題】

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る重要な問題です。

1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法*」が制定されて以来、2002（平成14）年3月までの33年間にわたり、国や県、市町村では、特別措置法に基づき、同和地区の生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、啓発などに積極的に取り組んできました。

その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別*の解消はほぼ達成しました。

しかし、心理的差別*については、着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残されています。

近年ではインターネットの匿名性を悪用して掲示板サイトなどへ差別的な書き込みが行われるという問題が発生しています。また、結婚、就職、交際などにおける不合理な偏見による差別意識は、戸籍謄本等の不正取得や不適切な身元調査、不公正な採用選考等の問題を引き起こす要因となっています。

2010（平成22）年度に埼玉県が実施した「人権に関する意識調査」では、「現在どのような問題が起きているか」という問いに対して、「結婚で周囲が反対すること」と答えた人が46.7%、「差別的な言動をすること」が31.8%、「就職・職場で不利な扱いをすること」が29.1%、「誤った偏見から交際を避けること」が28.7%などとなっています（複数回答）。

また、時として発生する「えせ同和行為*」は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまでの国、県、市町村や民間運動団体が行ってきた長年にわたる啓発効果を一挙に覆すこととなります。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果とこれまでの手法の評価を踏まえて、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、引き続き教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要です。

【施策の展開方向】

心理的差別の解消のため、同和問題に対する正しい理解と意識が深まるよう創意工夫を凝らした人権教育・啓発活動を推進します。

また、これまでの啓発効果を損ない、同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取組に努めます。

① 同和教育の推進

同和問題に対する正しい理解を図り、部落差別をなくしていくことのできる人間を育成するために、同和教育を人権教育の重要課題として位置付け、学校、家庭、地域社会の相互の連携を図りつつ、児童生徒の発達段階に応じた適切な教育を推進します。

② 心理的差別の解消に向けた啓発活動の推進

「人権尊重社会をめざす県民運動」を中心とした総合的な人権啓発活動の中で、心理的差別を解消するために効果的な啓発活動を市町村や関係機関等と連携して推進します。

講演会の開催、啓発冊子の作成・配布などによる県民や企業などへの啓発とともに企業、地域における啓発活動を支援するため、人権啓発指導者に対する研修会の開催、企業等の研修会への講師派遣、啓発資料の提供などを実施します。

③ 「えせ同和行為」の排除

「えせ同和行為」の排除に向けて、法務局、警察、埼玉弁護士会等で構成する「埼玉県えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて関係機関との連携を深めながら、研修会の実施、啓発冊子の作成・配布、ホームページによる周知などにより啓発に努めます。

6 外国人

【現状と課題】

日本においては、少子高齢化が進み、一方でグローバル化による海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。

本県における外国人登録者は、この10年間で約1.5倍に急増し、2010（平成22）年12月末現在で123,137人と、県人口の1.7%を占めています。

こうした中、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人などの問題、平成20年後半のリーマンショック以降では、ブラジルやペルーなどの日系人を中心とした雇用問題も発生しました。そこで、外国人住民が抱える課題を次の三つの壁に区分しました。

- ① 日本語能力が十分でない人が抱える「ことばの壁」
- ② 外国人住民の中には、生活する上での制度を知らない、理解していないことなどを理由に必要なサービスを受けていない「制度の壁」
- ③ 日本人、外国人住民の双方で積極的な関わりを避ける「こころの壁」

日本が将来にわたり活力ある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。特に、外国人住民をこれまでのような支援の対象から日本人とともに社会を担っていくパートナーととらえ、それぞれの能力を十分に生かせる社会づくりが必要となります。

【施策の展開方向】

本県では、外国人住民をこれまでのような支援を受ける立場として考えるのではなく、地域を支えていく存在として、その自立や社会参画を支援することが重要であると考えます。そこで、前述の三つの壁を取り除き、日本人と外国人住民それぞれがお互いの立場を理解し合い、それぞれの才能を十分に活用できる社会を作ることを進めていきます。

また、外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、NGO*、企業、大学、学校（小・中・高校）、自治会などが適切な役割分担の下に連携を図り取り組むよう推進します。

① 「ことばを学んでもらう」

外国人住民が日本語学習の必要性を理解し、自ら学習するよう啓発します。

外国人住民が日本人と互いにコミュニケーションを通じ自立した生活ができるように、日本語学習を支援します。

② 「制度を知ってもらう」

外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう教育、住宅、医療、就労、防災、防犯など様々な分野でサービスを充実します。

行政サービスや生活に関する情報、地域のイベント情報、観光情報などについて、市町村と連携し、多言語での提供を図ります。

外国人相談体制を県国際交流協会*や市町村と連携して充実します。

③ 「自立・社会参加と多文化パワーの活用」

日本人を対象に、市町村、県国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などと連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発するとともに、学校教育で多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

外国人住民の意見や要望を県政に反映させるための制度を充実します。

地域で日本人と外国人住民が交流できるよう、様々な地域活動に参加できるよう支援をします。

外国人住民の中には、外国人コミュニティや外国人支援団体のリーダーとして活動している人もいます。このような外国人住民が持つ経験や文化的特質、価値観、国際的なネットワークなどの潜在的なパワーを、地域づくりや県内経済の活性化に生かす取組を進めます。

7 HIV感染者等

【現状と課題】

エイズ*患者・HIV感染者*に対する偏見は、正しい知識や理解の不足から、医療現場における診療上のトラブルのほか、就職拒否や職場解雇等があり、十分に解消されたとはいえません。

エイズ・HIVについての正しい知識・理解の普及に努め、教育現場において、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせるとともに、エイズ・HIVに関する啓発活動を行っていく必要があります。

ハンセン病*は、誤った認識のもとで行われてきた患者に対する差別や偏見の歴史を踏まえ、感染力が弱く治療法が確立しているなど、正しい知識の普及啓発を行っていきます。

その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動を行っていますが、まだ十分理解されたとはいえません。

難病*は原因が不明で治療方法がまだ確立されていない疾患であり、一日も早い原因究明と治療の確立とともに、患者の日常生活における相談支援の充実を目指します。

プライバシーへの十分な配慮等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を図ることが課題となっています。

【施策の展開方向】

正しい知識の教育・啓発活動は、人権擁護と社会復帰の促進の視点から、患者や家族等の人権に十分に配慮しながら推進します。

医師会や各種相談機関等との連携を強化してネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

患者や感染者が、安心して総合的な医療を受けることができる医療環境の整備、社会の構成員として地域社会で生活しやすい環境の整備などの社会資源の充実を図ります。

① 正しい知識の普及・啓発

患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、企業、団体等との連携を図りながら、正しい知識の教育・啓発活動を展開して、感染者の就業支援等に努めます。

学校教育において、より人権尊重に配慮した教育活動を展開します。

② 相談・支援体制の充実

医師会や各種相談機関等との連携を強化しネットワーク化を進め、相談・支援体制の充実を図ります。

③ プライバシー等に十分配慮した医療環境の整備

患者等個人のプライバシーに十分に配慮する等、患者等が安心して医療が受けられるための医療環境の整備を促進します。

8 犯罪被害者やその家族

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害等様々な被害を受けている場合が多く、マスメディアの行き過ぎた取材や報道などによって人権が侵害される場合もあります。

現在では、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律*」及び「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律*」等が施行され、犯罪被害者等の保護や救済枠拡大、国民が利用しやすい司法制度の実現等に向けた取組が行われています。

しかし、犯罪被害者等に対する各種の支援体制はいまだ十分とはいえず、今後も行政・司法・民間の多くの機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとともに、県民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要です。

【施策の展開方向】

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性などについて、県民が認識を深めるための啓発活動を推進します。

犯罪被害者等の相談機関、支援関係の諸機関や民間団体等が、相互に連携を強化し支援体制の強化を図り、被害者支援活動を効果的に推進します。

マスメディアによる人権侵害に関しては、メディア側の自主規制による対応が図られるよう理解を求めていきます。

① 啓発活動の推進

犯罪被害者等の現状や支援の必要性について、県民が認識を深めるための啓発活動を推進します。

② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等の負担を減らすため、県、警察及び民間支援団体*の三者が連携し、犯罪被害者等が必要とする支援体制の充実を図ります。

また、国や地方公共団体の関係機関と医師等専門家、弁護士会等とが相互に連携を強化して、相談・支援体制の強化を図ります。

③ 再被害の防止

犯罪被害者やその家族が、検挙した犯罪の加害者により再び危害を加えられる事態を防止するため、必要な措置を講じます。

④ NPO、ボランティア等との連携

犯罪被害者等を支援する民間団体等と連携し、犯罪被害者及びその家族が抱える精神的、身体的、経済的問題等に対する効果的な支援体制を推進します。

⑤ マスメディア側の自主規制への期待

マスメディアによる人権侵害に関しては、メディア側の自主規制による対応が図られるよう理解を求めていきます。

9 アイヌの人々

【現状と課題】

我が国の少数民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユーカラ（アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの）をはじめとする口承文芸（口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸）など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできました。

しかしながら、アイヌ民族であることを理由として、アイヌの人々は結婚や就職などで様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきました。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われてきました。

このため、1997（平成9）年、アイヌの人々の民族性を認め、アイヌ文化の振興を図るため「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律*」が施行されました。

2007（平成19）年、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されました。

2008（平成20）年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議*」が国会で採択され、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組んでいます。

【施策の展開方向】

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化などについての理解不足により生じる偏見や差別をなくすため、アイヌ文化等に対する正しい理解を促進し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ります。

また、アイヌの人々の人権問題の解決を図るための啓発等の推進に当たっては、国や市町村、NPO等との連携を図ります。

① 啓発活動の推進

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を、国や市町村、NPO等との連携を図りながら推進します。

10 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしています。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になりました。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載されるなど、人権に関わる問題が発生しています。また、安易に個人情報を発信したり、有害サイトを利用したことから犯罪に巻き込まれる事件も発生しています。

2002（平成14）年5月の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律*（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネットや携帯電話の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済が図られることになりました。

【施策の展開方向】

県民に対してインターネットや携帯電話の利用上のルールやマナーなどについて啓発を図ります。また、教員の指導力を高め、児童生徒に対する情報モラル教育*を充実させるとともに、保護者に対する啓発を充実します。

人権を侵害するおそれのある書き込み等については、関係機関と協力して適切に対応します。

① インターネットによる人権侵害を防止するための教育・啓発

インターネットや携帯電話の利用上のルールやマナー、個人のプライバシーなどに関する正しい理解について啓発に取り組みます。

また、インターネットの便利さに潜む危険性についての啓発を進めるとともに、利用者一人ひとりが人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないよう啓発を行います。

児童生徒に対しては、インターネット利用に際してのルールやマナーを理解するための情報モラル教育を充実させるとともに、教員や保護者に対しては、子どもがインターネットを利用する際の危険性等について啓発を行い、子どもが加害者にも被害者にもならないよう、取組を進めます。

② 人権を侵害するおそれのある書き込みやネット上のいじめへの対応

インターネット上に差別を助長したり、名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする書き込み等を確認した際には、プロバイダ責任制限法に基づき、プロバイダ*等にその削除を求めるなど適切に対応するため、さいたま地方法務局や警察等の関係機関、関係団体等とも連携していきます。

また、電子メールや学校非公式サイト*などの電子掲示板を利用した「ネットいじめ*問題」の解決に向けて、相談・支援事業を推進していきます。

③ 関係機関との連携強化

法務省（さいたま地方法務局）、市町村等の関係機関との連携を強化します。

11 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

2002（平成14）年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、2004（平成16）年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現しました。

その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008（平成20）年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した方や拉致の可能性を排除できない失踪者など、多数の方々の存否がいまだに確認されていません。

拉致問題は、国家主権に関わる問題であるとともに、重大な人権の侵害であることから、解決に向けて国の断固たる対応が求められます。また、県民の間に広く拉致問題についての関心と認識を深めることが必要です。

【施策の展開方向】

拉致問題の早期解決に向けて、国に対して働きかけていきます。

また、拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を推進します。

① 国に対する働きかけ

拉致問題の徹底究明と拉致被害者等の早期帰国に向けて、国に対して働きかけていきます。

② 啓発活動の推進

拉致問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や市町村、関係団体等との連携を図りながら推進します。

12 災害時における人権への配慮

【現状と課題】

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人の暮らしを一変し、理不尽な苦しみをもたらしました。

被害を受けた人たちがようやく安らぎを得たはずの避難所において、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、障害のある人、子ども、外国人などのいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活での配慮が問題になりました。

また、この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起きました。

災害時に、すべての人の人権が適切に守られるよう、県民の一人ひとりが人権への配慮について、関心と認識を深める必要があります。

【施策の展開方向】

災害時においても、人権が守られ、安心した生活が送れるよう人権に配慮した啓発等を推進します。

① 啓発活動の推進

災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるための啓発活動を、国や市町村、NPO、民間団体等との連携を図りながら推進します。

② 災害時の対応

相談、支援、情報伝達、避難所などの体制の構築に当たっては、人権に十分配慮しながら推進します。

13 様々な人権問題

これまで述べてきた12項目の「重点的に取り組むべき分野別の人権課題」のほかにも、次のような人権問題が存在します。

これらの人権問題は、人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、国、市町村、NPO、ボランティア等と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。

(1) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する地域社会からの偏見や就労の問題、住居の確保など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(2) 性的指向、性同一性障害

性的指向*、性同一性障害*のある人に対する雇用面における差別、性の区分を前提とした社会生活上の制約などの問題があります。

2003（平成15）年7月「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律*」が公布され、翌年7月から施行され、この法律により性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更を受けることができるようになりました。

なお、2008（平成20）年6月には、同法が改正され、性別が変更できる場合の要件が緩和されています。

(3) ホームレスの人権

野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者、いわゆるホームレス*は、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受けるなどの問題が生じています。

(4) プライバシーの侵害

犯罪被疑者やその家族、少年事件などの加害者本人へのマスメディアの行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害等が指摘されています。

また、インターネットによる個人情報の大量流出といった、新たな事例が発生しています。

(5) その他

非正規雇用等による生活困窮者問題や性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引などの人権問題があります。